

にいかわ信金の現況 2016. 09

2016. 4.1 ▶ 2016. 9.30



金融再生法ベースの債務者区分による開示

(単位:百万円)

	平成28年9月末	平成28年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	743	705
危険債権	3,165	3,165
要管理債権	134	134
小計(金融再生法上の不良債権)	4,043	4,005
正常債権	61,765	61,803
合計	65,809	65,809

(注) 上記平成28年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

- 平成28年9月末の「破産更生債権及びこれに準じる債権」および「危険債権」の金額は、同年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、同年3月末から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。
また、平成28年9月末については、償却・引当見込み額、担保処分見込み額の半期中の債権の変動は勘案していませんが、金額3千万円以上の回収額は反映しております。
さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更になったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※ 債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヶ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

- 平成28年9月末の「要管理債権」の金額は、同年3月末時点における残高を前提とし増減額(第1項と同様)を反映しております。

損益の状況

(単位:百万円)

	平成28年9月期 (平成28年4月1日~9月30日)	平成27年9月期 (平成27年4月1日~9月30日)
業務純益	39	74
経常利益	49	75
当期純利益	52	79

(注) 貸出金等に関する償却・引当については、当金庫の定める基準に基づく債務者区分の見直しにより行っています。

単体自己資本比率(国内基準)

	平成28年9月末	平成28年3月末
単体自己資本比率	9.70%	9.55%

預金・貸出金の状況

(単位:百万円)

	平成28年9月末	平成28年3月末	平成27年9月末
預金	174,424	174,381	178,910
貸出金	66,469	65,480	66,978

貸出金業種別の内訳

(単位:百万円)

業種区分	平成28年9月末	平成28年3月末	業種区分	平成28年9月末	平成28年3月末
製造業	6,522	6,437	物品賃貸業	11	12
農業、林業	93	95	学術研究、専門・技術サービス業	379	373
漁業	494	600	宿泊業	613	648
鉱業、採石業、砂利採取業	226	242	飲食業	1,038	944
建設業	6,809	7,013	生活関連サービス業、娯楽業	1,271	1,341
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	教育、学習支援業	50	0
情報通信業	-	-	医療・福祉	1,793	1,830
運輸業、郵便業	440	428	その他のサービス	2,267	2,179
卸売業・小売業	5,319	5,132	地方公共団体	10,072	9,253
金融業、保険業	3,418	3,422	個人(住宅・消費・納税資金等)	18,401	18,572
不動産業	7,244	6,951	合計	66,469	65,480

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券の時価情報

(1) その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成28年9月末			平成28年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	21	0	-	-	-
	債券	23,346	21,925	1,421	23,854	22,463	1,390
	国債	7,129	6,544	584	7,084	6,544	539
	地方債	5,341	5,074	267	5,340	5,107	233
	社債	10,875	10,306	568	11,429	10,811	617
	その他	2,431	2,400	30	1,906	1,840	66
	小計	25,799	24,347	1,451	25,760	24,303	1,457
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13	14	△ 1	40	40	△ 0
	債券	1,158	1,184	△ 25	189	210	△ 21
	国債	971	984	△ 12	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	187	200	△ 12	189	210	△ 21
	その他	807	908	△ 101	899	957	△ 58
	小計	1,979	2,108	△ 128	1,129	1,208	△ 79
	合計	27,778	26,455	1,322	26,890	25,512	1,377

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成28年9月末			平成28年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	1,393	1,464	71	1,470	1,527	57
	社債	75	76	0	662	667	5
	その他	439	489	49	139	188	48
	小計	1,908	2,031	122	2,272	2,383	110
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	1,300	1,281	△ 18	1,300	1,292	△ 7
	小計	1,300	1,281	△ 18	1,300	1,292	△ 7
	合計	3,208	3,312	103	3,572	3,675	102

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成28年9月末 貸借対照表計上額	平成28年3月末 貸借対照表計上額
非上場株式	32	32

●本資料に掲載している平成28年9月末および平成27年9月末の計数は、監査法人の監査を受けておりません。
●計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。

預金保険制度の概要

★ 預金保険制度とは

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金者が預金保険制度の対象金融機関に預金等をすると、預金者、金融機関及び預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。このため、預金者は、預金保険の手続を行う必要はありません。

★ 預金保険制度の対象となる金融機関

預金保険制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある下枠の金融機関です(対象金融機関)。

銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、**信用金庫**、信用組合
労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫

★ 預金保険制度の対象となる預金等

預金保険制度の対象となる預金等の範囲は、次のとおりです。

預金(当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金)、
定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、
金融債(保護預かり専用商品に限ります)等

★ 預金等の保護の範囲

万が一金融機関が破たんした場合に、預金保険で保護される預金などの額は以下のとおりです。

「当座預金」、「利息のつかない普通預金」など決済用預金(①決済サービスを提供できる、②預金者が払い戻しをいつでも請求できる、③利息がつかないという三つの要件を満たしている預金)に該当するものは、全額保護されます。

利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限ります)などは、1金融機関ごとに合算して、1預金者当たり元本が1,000万円までと、その利息などが保護されます。

【保護の範囲】

	預金などの分類	保護の範囲
預金保険の対象預金等	決済用預金	全額保護
	当座預金・利息のつかない普通預金など	全額保護
	一般預金等	合算して元本1,000万円までとその利息などを保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)

★ 預金保険制度で保護されていない預金等の取扱い

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じ、倒産手続きによって弁済金・配当金として支払われることとなるため、一部カットされることがあります。

※詳しくは、預金保険機構のホームページなどで確認できます。

